

【臨床研修施設の行う主な手続について】

手続の名称と期限及び備考	手続が必要となる場合
<p>【年次報告】 手続の期限 4月30日まで 備考 注1)</p>	<p>・毎年1回、すべての臨床研修施設</p>
<p>【プログラムの新設】 【プログラムの変更】 手続の期限 4月30日まで 備考 注2)</p>	<p>・単独型臨床研修施設で新たに研修プログラムを設ける場合、 管理型臨床研修施設で臨床研修施設群の構成に変更がなく研 修プログラムを新たに設ける場合 ・研修プログラムのうち以下の事項を変更する場合 ア 臨床研修の目標 イ 臨床研修を行う分野 ウ 臨床研修を行う分野ごとの研修期間 エ 臨床研修を行う分野ごとの臨床研修を行う病院、診療所又 は施設(新たに臨床研修施設群に研修協力施設を加える場 合も含む) オ 研修プログラムの募集定員 カ 研修プログラムの名称</p>
<p>【臨床研修施設の変更】 手続の期限 変更が生じた日から起算して 1月以内 備考 注3)</p>	<p>・臨床研修施設について、以下の事項に変更が生じた場合 ア 開設者の氏名及び住所(法人にあっては名称及び主たる 事務所の所在地) イ 管理者の氏名 ウ 名称 エ 診療科名 オ 病床の種別ごとの病床数 カ 研修管理委員会の構成員 キ プログラム責任者 ク 指導歯科医及びその担当分野(但し、相当大学病院は除 く) ケ 研修歯科医の処遇に関する事項 コ 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合に、当該研修 協力施設に係る次の事項に変更が生じた場合 (1) 開設者の氏名及び住所(法人にあっては名称及び 主たる事務所の所在地) (2) 管理者の氏名 (3) 名称 (4) 研修歯科医の処遇に関する事項 (5) 研修歯科医の指導を行う者及びその担当分野 (6) 研修協力施設が医療機関である場合にあっては、 次に掲げる事項 (i) 診療科名 (ii) 病床の種別ごとの病床数</p>

<p>【臨床研修施設の指定の申請】 【臨床研修施設群の構成変更の申請】 手続の期限 6月30日まで</p>	<p>・新たに単独型臨床研修施設、管理型臨床研修施設、または協力型臨床研修施設、連携型臨床研修施設として指定を受けようとする場合 ・協力型臨床研修施設の追加や削除など、臨床研修施設群の構成に変更が生じる場合</p>
--	---

注1) D-REIS の入力作業にあたっては、並行して各メニューの入力を行わないでください。研修内容報告(年次報告)、研修施設変更届出、研修プログラム変更届出の入力作業ごとに厚生労働省の検認(検認メール)を確認の上、次の作業を行ってください。

注2) 年次報告に必要な事項のうち、「現に実施している研修プログラム」については、D-REIS 内での入力に対応していないため、電子ファイル(PDF や Word ファイルなど)を担当する地方厚生局健康福祉部医事課に送付してください。

また、管理型臨床研修施設は、自施設並びに群を構成する協力型臨床研修施設に係る、「歯科医師名簿」※、「歯科衛生士名簿」、「看護師名簿」、を取りまとめの上、D-REIS へ入力するか、電子ファイル(PDF や Word ファイルなど)により一括送付してください。

※大学病院においては特例様式 1(5)の指導歯科医名簿です。

注3) 研修プログラムの変更及び新設並びに臨床研修施設の変更の場合は、届出書等を地方厚生局健康福祉部医事課に送付し、地方厚生局の歯科医師臨床研修担当者から指示があった後に D-REIS に入力してください。

【根拠法令等】

- ・ 歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令(平成 17 年 6 月 28 日付け厚生労働省令第 103 号)(「省令」という。)
- ・ 歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成 17 年 6 月 28 日付け医政発第 0628012 号)(「施行通知」という。)
- ・ 大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について(平成 17 年 7 月 29 日付け医政発第 0729004 号の 1)(「特例通知」という。)
- ・ 歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について(平成 17 年 7 月 29 日付け医政発第 0729004 号の 2)(「依頼通知」という。)

【D-REIS について】

- 1 各管理型/単独型臨床研修施設において、同時に複数のコンピューターから D-REIS にログインすることもできますが、最後に保存操作をした画面に表示されているデータが D-REIS の内容に上書きされますのでご注意ください。
- 2 ログインに必要な ID またはパスワードがわからなくなった場合は、D-REIS のトップページの「お問合せ」の部分をクリックしてお問い合わせください。D-REIS に登録されたメールアドレスに電子メールで連絡します。なお、メールアドレスの変更等により電子メールが正しく配信されない場合は、担当の地方厚生局健康福祉部医事課歯科医師臨床研修担当者まで連絡してください。
- 3 ログイン後に臨床研修施設用マニュアルがダウンロードできます。年次報告は、研修内容報告用マニュアルを参照してください。